

府中市ネーミングライツに関する基本方針

平成29年6月
令和 5年1月改正
令和 7年5月改正



広島県府中市

1 趣旨

この基本方針は、府中市が所有する公の施設について、愛称を付与する権利及びこれに付帯する諸権利等（以下「ネーミングライツ」という。）の適正な導入を図るための手続きについての基本的な考え方をまとめたものです。

2 ネーミングライツの概要

(1) 導入の目的

- ① 施設の魅力を高めることによる利用者数の増加
- ② 企業の社会貢献の場の提供
- ③ 施設管理運営のための財源の確保

(2) 概要

ネーミングライツの対象とする公の施設（以下「対象施設」という。）は、市が選定した施設とし、施設ごとに定める募集要項によって公募を行います。

ネーミングライツの取得が決定した事業者等（以下「ネーミングライツパートナー」という。）は、市との契約により、対象施設の名称に企業名、ブランド名、商品名等を冠した愛称を付与することができ、市はネーミングライツパートナーからその対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、対象施設の管理運営等に充てるものです。

市は決定された愛称をホームページや広報印刷物などにおいて積極的に使用するものとします。ただし、条例上の施設名を変更するものではありません。

(3) その他

ネーミングライツパートナーは、契約期間内において、対象施設を無償で優先的に利用する権利を得ることができます。

利用可能回数及び日数等は、募集要項において定めます。

3 対象施設の選定から愛称使用開始までの手続き（別紙参照）

- ① 対象施設の選定、募集要項の審査及び決定
- ② ネーミングライツパートナーの公募
- ③ 応募者の審査
- ④ ネーミングライツパートナー及び愛称の決定
- ⑤ 契約の締結
- ⑥ 施設の表示等の変更
- ⑦ 愛称の使用開始

4 対象施設の選定基準

対象施設は、施設の設置目的や規模、利用者数等を総合的に勘案し、次の効果が期待できる施設とします。

- ① 多くの市民が利用し、広告効果が見込まれる施設
- ② 施設の設置目的から、利用者数や利用料収入の増加、施設の有効活用が期待される施設

ただし、愛称を付与することになじまない次に掲げる施設は対象外とします。

庁舎、斎場、小中学校、義務教育学校、保育所、病院、公民館、集会所（老人集会所等の地域の集会目的施設を含む）、市営住宅

5 予定価格の算定基準

対象施設の利用状況、メディアへの露出状況等を勘案し、募集の都度施設ごとに決定することとし、その考え方については募集要項に記載します。

また、応募がなかった場合の再公募の予定価格については、当初の予定価格の3割を限度として減額できることとし、さらに応募がなかった場合の再々公募の予定価格については5割を限度として減額できることとします。

6 契約期間

5年間を標準として、対象施設ごとに適切な期間を設定することとします。

7 ネーミングライツパートナーの募集

(1) 募集の実施

- ① ネーミングライツパートナーの募集は、原則として公募により行うこととします。
- ② 募集に際し必要な事項については、対象施設ごとに募集要項等を作成します。
- ③ 募集については、市のホームページと広報紙への掲載を必須とし、そのほか報道機関への資料提供等、多用な媒体を活用して幅広く周知することとします。また、対象施設が指定管理者制度導入施設の場合であって指定管理者がすでに決定しているときは、当該指定管理者に公募情報を周知することとします。

(2) 募集期間

必ず1か月以上の募集期間を設けることとし、応募がなかった場合の再公募等についても同様とします。

(3) 募集手続き

対象施設の選定、募集要項の作成、府中市ネーミングライツパートナー選定委員会の設置等、ネーミングライツに係る一連の手続きについては、総務部企画財政課において行います。総務部企画財政課は、対象施設の選定や施設ごとの募集要項の作成等については対象施設の所管課の協力を得ながら行うこととします。

8 命名できる愛称の範囲

- (1) ネーミングライツパートナーは、対象施設に企業名、ブランド名、商品名等を冠した愛称を付与することができます。

ネーミングライツパートナーは、対象施設が市民に親しまれ、対象施設の設置目的にふさわしい愛称を付与することとします。

なお、愛称が次に該当する場合は使用することができません。

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - ② 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ③ 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ④ 政治性のあるもの
 - ⑤ 宗教性のあるもの
 - ⑥ 社会問題について特定の主義又は主張に当たるもの
 - ⑦ その他施設の愛称として使用することが適当でないと認められるもの
- (2) ネーミングライツで付与される名称は、対象施設の愛称であることから、条例で定める施設名の改正は行いません。
- (3) 愛称の使用にあたっては、利用者の混乱を避けるため、当分の間は条例上の施設名と愛称を併記するなどの配慮を行うこととします。また契約期間中の愛称の変更はできません。

9 愛称付与に伴う費用の負担区分

- (1) ネーミングライツパートナーの費用負担

市が別に指定する場所を除き、看板の設置及び表示の変更並びに契約期間満了時の原状回復にかかる費用はネーミングライツパートナーの負担となります。ただし、看板の設置及び表示の変更は市が認めた場合のみです。

- (2) 市の費用負担

- ① 市が別に指定する場所での看板の設置及び表示の変更。
- ② 契約期間満了時の①にかかる原状回復。

- ③ 契約締結後に作成するパンフレット等の印刷物やＨＰの表示変更。

１０ 応募資格

応募資格は次のとおりとします。ただし、対象施設の特性により変更する場合があります。

- ① 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第１項に規定する者に該当しないこと。
- ② 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てを行っていない者であること。
- ③ 府中市暴力団排除条例（平成２４年府中市条例第２号）第２条第１号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくはその利益となる活動を行う者でないこと又は法人の役員若しくは支配人（非常勤を含む。）が同条第２号に規定する暴力団員若しくは同条第３号に規定する暴力団員等でないこと。
- ④ この募集の日から決定の日までのいずれの日においても、市から指名除外措置の期間中でない者であること。
- ⑤ 本市に納付すべき市税並びに国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がない者であること。
- ⑥ 対象施設が指定管理者制度導入施設の場合であって指定管理者がすでに決定しているときは、指定管理者制度の趣旨を鑑み、対象施設の指定管理者の施設管理、運営の不利益とならないよう、指定管理者の事業目的と競合する者でないこと。

１１ ネーミングライツパートナーの選定方法

- (1) 原則として、対象施設ごとに、府中市ネーミングライツパートナー選定委員会設置要綱（平成２９年府中市告示第１１３号）に基づく府中市ネーミングライツパートナー選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置するものとします。
- (2) 選定委員会は府中市ネーミングライツパートナー選定基準に基づいて審査を行い、ネーミングライツパートナーを決定します。
- (3) 選定結果は、応募者全員に文書でお知らせします。

１２ 契約の締結

- (1) ネーミングライツパートナー決定後、市とネーミングライツパートナーとの間でネーミングライツに関する契約を締結します。
- (2) 契約書は、府中市ネーミングライツ契約書を標準とします。ただし、

対象施設の特性により内容を変更する場合があります。

1 3 ネーミングライツパートナーの公表及び愛称の普及

市は、契約の締結後、法人名、対象施設の愛称、ネーミングライツ料等について、報道機関等に公表するとともに、ホームページや広告印刷物等において愛称を積極的に使用します。

1 4 契約期間の満了及び更新

- (1) ネーミングライツパートナーは、契約期間の満了によりネーミングライツに係る一切の権利がなくなります。
- (2) ネーミングライツパートナーから契約更新に係る意思表示があった場合は、現契約時の条件と同条件以上の申込みに限り、優先的に契約の更新を行うことができます。ただし、市が公募を行う場合は、この限りではありません。

1 5 契約の解除等

(1) 契約の解除

契約期間中に、ネーミングライツパートナーの信用失墜行為等に伴い、対象施設のイメージが損なわれるおそれが生じた場合、市は契約を解除できることとします。

(2) 解除要件

解除の要件は次のとおりとします。ただし、対象施設の特性により変更する場合があります。

- ① 法令違反等の不正行為、公序良俗に反する行為その他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき事由により、その社会的信用が失墜したと客観的に認められるとき。
- ② 募集要項に定める応募資格に該当しなくなったとき。
- ③ 代表者又は役員等（以下「役員等」という。）が暴力団の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。
- ④ 役員等が、暴力団、暴力団関係者、暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等又は暴力団若しくは暴力団関係者と非難されるべき関係を有していると認められる法人若しくは組合等を利用するなどしていると認められるとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与していると認められる法人若しくは組合等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

- ⑥ ③から⑤までのほか、役員等が、暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- ⑦ ネーミングライツパートナーの経営に暴力団関係者の実質的な関与があると認められるとき。
- ⑧ ネーミングライツパートナーが③から⑦までのいずれかに該当する者を相手方として契約を締結している場合に、市がネーミングライツパートナーに対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、ネーミングライツパートナーがこれに従わなかったとき。

(3) 看板の原状回復及び費用負担

前項の解除要件に該当若しくはその他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき事由により、市が契約を解除した場合、ネーミングライツパートナーは、市が指定する日までに対象施設の看板等を原状に回復することとします。その費用は、ネーミングライツパートナーの負担とします。

(4) ネーミングライツ料の返還

(2)の解除要件に該当し、若しくはその他ネーミングライツパートナーの責めに帰すべき事由により、市が契約を解除した場合、原則として市は既に納入済みのネーミングライツ料を返還しないこととします。

1 6 ネーミングライツ料の用途

ネーミングライツ料は、対象施設のサービス向上のために必要な事業の財源（維持・管理費等）とします。

1 7 応募がない場合等の対応

公募した結果、応募がなかった場合又は審査の結果、ネーミングライツパートナーが決定されなかった場合は、市は、選定委員会に意見を聴き再度公募するか否かを判断します。

1 8 基本方針の適用時期等

この基本方針の見直しは、令和7年5月1日から施行します。

なお、本方針は、ネーミングライツの運用状況及びその他の状況等を考慮し、適宜見直しをすることとします。

また、本方針の記載事項の他に、ネーミングライツの手続きに必要と判断される事項については、別に定めることとします。